様式第20（第46条第２項関係） ［略］ ＿＿＿＿＿＿殿 ［略］	**様式第20**（第46条第２項関係） ［略］ 経済産業大臣　殿 ［略］
様式第21（第46条第３項関係） ［略］ ＿＿＿＿＿＿殿 ［略］	**様式第21**（第46条第３項関係） ［略］ 経済産業大臣　殿 ［略］
様式第22（第48条関係） ［略］ ＿＿＿＿＿＿殿 ［略］	**様式第22**（第48条関係） ［略］ 経済産業大臣 （都道府県知事）　殿 ［略］
様式第24（第51条関係） ［略］ ＿＿＿＿＿＿殿 ［略］	**様式第24**（第51条関係） ［略］ 高圧ガス保安協会 指定容器検査機関　殿 ［略］
様式第26（第54条関係） ［略］ ＿＿＿＿＿＿殿 ［略］	**様式第26**（第54条関係） ［略］ 経済産業大臣 （都道府県知事）　殿 ［略］
様式第28（第57条関係） ［略］ ＿＿＿＿＿＿殿 ［略］	**様式第28**（第57条関係） ［略］ 高圧ガス保安協会 指定容器検査機関　殿 ［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の液化石油ガス保安規則第七十七条第二項の規定により都道府県知事に対してされている届出で、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後においてこの省令による改正後の液化石油ガス保安規則第七十七条第二項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の長に対して行うこととなる行政事務に係るものは、施行日以後においては、指定都市の長に対してされた届出とみなす。

２　この省令の施行前にこの省令による改正前の一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項の規定により都道府県知事に対してされている届出で、施行日以後においてこの省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項の規定により指定都市の長に対して行うこととなる行政事務に係るものは、施行日以後においては、指定都市の長に対してされた届出とみなす。